

## 吹付けアスベスト飛散防止対策対応方針

吹付けアスベストの使用が確認された建築物については、市民・職員の健康に対する安全性の確保を最優先し、以下のとおり飛散防止対策を実施する。

### 1. 市民・職員が利用する場所

アスベストが使用されている旨の表示をし、直ちに応急の飛散防止措置又は立入禁止措置を講じ、室内環境中のアスベスト濃度測定を実施するとともに、早急に飛散防止対策を実施する。

### 2. 上記 1 以外の場所(機械室等)

(1) 壁面からの垂れ下がりやはがれ等飛散する可能性があるかと認められる場合は、アスベストが使用されている旨の表示をし、関係者以外の立入禁止措置を講じ、室内環境中のアスベスト濃度測定を実施するとともに、早急に飛散防止対策を実施する。

(2) 上記(1)以外の場合にあっても、当面入室禁止措置又はこれに準ずる措置を講じ、室内環境中のアスベスト濃度測定を実施するとともに、飛散防止のための計画を策定し、適期に飛散防止対策を実施する。

#### (留意事項)

飛散防止対策にあたっては、専門の技術者等と相談し、「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針」「石綿障害予防規則」等により実施すること。

アスベストの処理については、労働安全衛生法(石綿障害予防規則)・大気汚染防止法・廃棄物の処理及び清掃に関する法律が適用されるので、これらの法律を遵守して措置・施工・廃棄物処理を行うこと。

#### (参考)

##### 飛散防止対策の工法

- ・ 除去処理工法・・・既存のアスベスト層を全部除去して、他の非アスベスト建材に代替える方法
- ・ 封じ込め処理工法・・・既存のアスベスト層はそのまま残し、アスベストの表面に固化材を吹付けることにより塗膜を形成する。アスベストの内部に固化材を吹付けることにより飛散を防止する方法
- ・ 囲い込み処理工法・・・既存のアスベスト層はそのまま残し、アスベスト層が使用空間に露出しないよう、吹付けられている天井、壁等を非アスベスト建材で覆うことにより室内等への飛散を防止する方法